

保育所・幼稚園等の組織マネジメント力の強化、保育者の資質・指導力の向上、保護者の子育て力の向上を図り、どこにいても質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。



就学前の教育・保育内容の充実

幼児教育の推進体制充実事業 18,101千円

保育所・幼稚園等の組織力や実践力の向上を図るため策定したガイドラインや園評価の手引きを活用し、園評価を適切に実施することで、組織マネジメントを効果的に推進する仕組みを構築する。また、保育者育成指標に基づいたキャリアステージ研修を実施し、人材育成研修の強化を図る。さらに、子どもたちの学びを小学校に円滑につなぐため作成した、高知県保幼小接続期実践プランを活用し、各地域における保幼小接続期実践プランの作成・実施を支援する。

●園内研修支援事業 (13,077千円)

- ・アドバイザー等による園への支援の充実・拡大
- ・見直したキャリアステージ研修及び専門研修の実施及び検証
- ・園内研修支援やブロック別研修支援の実施
- ・高知県幼保推進協議会の開催
- ・指導計画・園内研修の手引きⅡの作成



子どもたちの健やかな育ちにつながるための両輪

●保・幼・小連携推進支援事業 (815千円)

- ・市町村保幼小接続期実践プラン作成及び実践に向けた個別支援の実施

●園評価支援事業 (2,816千円)

- ・園評価シートを活用した各園における園評価の実施の支援
- ・園評価の手引きの説明会の実施

●幼児教育推進費 (1,393千円)

- ・幼児教育の振興充実及び保育者の専門性の向上を図るための、幼児教育研究協議会の開催

親育ち支援

親育ち支援保育者スキルアップ事業 1,476千円

保育所・幼稚園等において、親育ち支援の取組を推進するために、親育ち支援保育者の資質・指導力の向上を図る。

- ・親育ち支援講座の開催
- ・親育ち支援地域別交流会の開催
- ・親育ち支援地域別リーダー研修会の実施

親育ち支援啓発事業 1,530千円

保育所・幼稚園等において講話やワークショップ等を行い、良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解を深めるとともに、保育者を対象に事例研修や講話、保護者の一日保育者体験の啓発を行うことにより、親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める。

- ・園や市町村におけるニーズや課題に応じた研修の実施
- ・園や就学時健診等での保護者への講話・ワークショップの実施

基本的生活習慣向上事業 1,305千円

基本的生活習慣について、保育所・幼稚園等における学習会や継続した取組を推進することで、乳幼児期から望ましい生活習慣の確立を目指す。

- ・基本的生活習慣に関する保護者用パンフレット等の増刷・配付
- ・各園で指導者用手引きを活用した3歳児保護者向け学習会の実施
- ・基本的生活習慣取組強調月間の実施

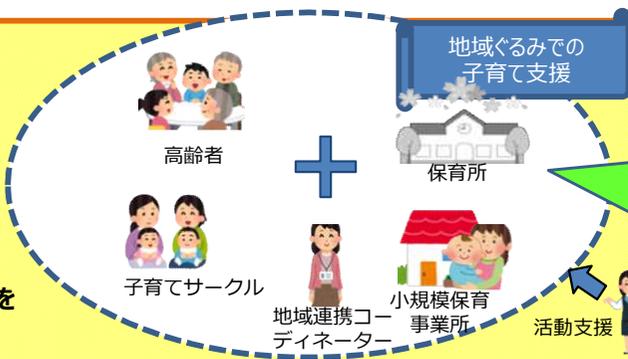


保育サービスの充実への支援

多機能型保育支援事業 14,475千円

保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。

→ 様々な交流事業を展開し、地域の人材を活用することで、子育て支援を身近な地域で充実させ、子育てしやすい環境に繋がられる。



多機能型保育支援事業費補助金

- ①交流事業を実施するために必要な準備及び運営経費に対し助成
- ②地域連携コーディネーター（地域や園等との調整、物資等の手配など、地域と園のつなぎ役【園の職員を除く】）の配置に対し助成
- ③交流事業を継続していくための経費に対して助成

多機能型保育支援事業委託料

地域資源の発掘、情報発信、事業全体の業務支援

保育所・幼稚園等の施設の状況

		H30年度(H30.4.1)			H29年度(H29.4.1)			差	
		国公立	私立	計①	国公立	私立	計②	①-②	
(1) 保育所		135	111	246	138	112	250	▲ 4	廃止▲ 4
(2) 幼稚園	施設型給付	12	20	32	12	20	32	0	
	新制度に移行しない	1	4	5	1	4	5	0	
	計	13	24	37	13	24	37	0	
(3) 認定こども園	幼保連携型	6	7	13	6	7	13	0	
	幼稚園型 ※		13	13		13	13	0	
	保育所型 ※		6	6		6	6	0	
	地方裁量型		2	2		2	2	0	
	計	6	28	34	6	28	34	0	
(4) 地域型保育事業所	小規模保育A型	1	8	9	1	8	9	0	
	小規模保育B型		9	9		9	9	0	
	小規模保育C型		1	1		1	1	0	
	事業所内保育	1	5	6	1	5	6	0	
	家庭的保育		1	1			0	1	新設
	計	2	24	26	2	23	25	1	

※保育所及び幼稚園の欄にも計上あり。

【内訳】

(1) 保育所

廃止	三高保育所(室戸市) 染井保育所(安芸市) 春野東部保育園(高知市) めぐみ保育園(高知市)
----	---

(4) 地域型保育事業所

新設	めいほうす(四万十市)
----	-------------

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- **3～5歳**：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- **0～2歳**：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- **3～5歳**：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- **0～2歳**：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - (①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

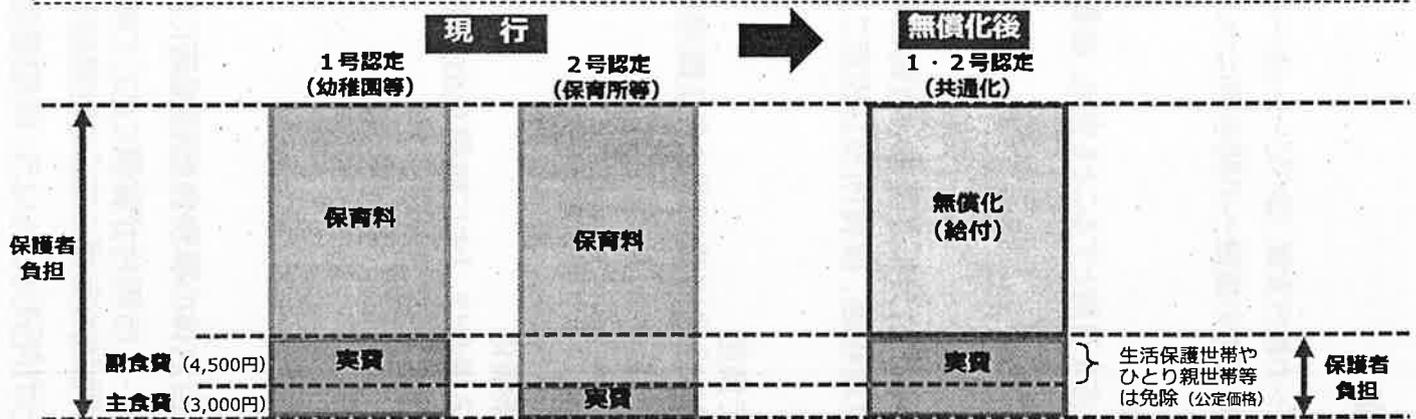
6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(1) 食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)

- 1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3~5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども(保育所等(0~2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当(1号:第Ⅲ階層、2号:第Ⅳ階層の一部まで)の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象とする。

・1号認定子ども

第1階層(生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層(年収270万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層(年収360万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層(年収680万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層(年収680万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層(生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層(年収260万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層(年収330万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層(年収360万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層(年収470万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層(年収640万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第6階層(年収930万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第7階層(年収1,130万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第8階層(年収1,130万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、今まで通りとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳~小学校3年生までの子	0歳~小学校就学前までの子